

平成 30 年度 外国語（英語）科教員等の海外派遣研修実施要項

第 1 目的

本事業は、都内公立学校の外国語（英語）科教員（以下「英語科教員」という。）及び都内公立学校の小学校全科教員（以下「小学校教員」という。）を、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関が運営する英語教授法に係る研修を受講させ、最新の教授法を修得させるとともに、派遣先国の文化の理解を深めさせることを通して、派遣教員の指導力を向上させ、都内公立学校の児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上に資することを目的とする。

第 2 内容

1 概要

- (1) 都内公立学校の英語科教員のうち、派遣先の大学等において英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者から選考された教員約 3 か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関において TESOL 等の英語教授法をはじめとするプログラムの研修を受講させる。
- (2) 都内公立学校の小学校教員を約 1 か月間、英語を母語又は公用語とする国に派遣し、大学等の高等教育機関において TESOL for Young Learners 等の英語教授法をはじめとするプログラムの研修を受講させる。

	派遣前	派遣（海外）	派遣後
英語科教員 第 1 期	語学力判定（IELTS） 事後検定（TKT モジュール 3） オリエンテーション 出発式	6 月中旬から 8 月下旬まで	語学力判定（IELTS） 事後検定（TKT モジュール 3） 報告会・シンポジウム
英語科教員 第 2 期		7 月下旬から 10 月上旬まで	
小学校教員 （特別支援学校 小学部を含む。）		7 月下旬から 8 月下旬まで	語学力判定（IELTS） 事後検定（TKT モジュール 3） 事後研修 （集合研修 2 回、課題提出等） 報告会・シンポジウム

※ スケジュールは変更になることがある。

2 派遣予定先

派遣予定先は、英語圏に所在し、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）と教育に関する覚書を締結した国・地域の高等教育機関及びこれまでに派遣実績がある高等教育機関とする。

- (1) 英語圏に所在し、都と教育に関する協定等を締結している国・地域
 - ・カナダ ブリティッシュ・コロンビア州
 - ・オーストラリア連邦 ニュー・サウス・ウェールズ州及びクイーンズランド州
 - ・ニュージーランド
- (2) 派遣実績のある教育機関
 - ・アメリカ カリフォルニア大学アーバイン校（University of California, Irvine）
 - ・オーストラリア クイーンズランド大学（The University of Queensland）
 - ・オーストラリア ニューサウスウェールズ大学（The University of New South Wales）
 - ・オーストラリア マックォーリー大学（Macquarie University）
 - ・カナダ ブリティッシュコロンビア大学（The University of British Columbia）
 - ・ニュージーランド クライストチャーチ語学学校（CEEL Christchurch）

3 実施期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 12 月 28 日まで

4 派遣予定期間及び人数

派遣予定者数は総計 140 名、派遣期間は以下のとおりとする。

- ・英語科教員 第1期 6月中旬から 8月下旬まで 50名程度
- ・英語科教員 第2期 7月下旬から10月上旬まで 50名程度
- ・小学校教員 7月下旬から8月下旬まで 40名程度

なお、英語科教員の派遣時期について所属長等に希望はとるが、希望どおりに決定するとは限らない。

第3 推薦、選考及び派遣者の決定

1 選考対象者及び推薦基準

選考対象者の推薦は、以下に示す基準及び方法により行うものとする。

(1) 都立学校（高等学校・中等教育学校・中学校・特別支援学校）

ア 対象者

高等学校・中等教育学校・中学校・ 特別支援学校（小学部を除く。）	特別支援学校小学部
<p>都立学校英語科教員のうち、以下の(ア)及び(イ)を満たす者。</p> <p>(ア) 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者。</p> <p>(イ) 派遣先の大学等において、英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準1級以上、IELTS5.5以上、TOEFL(iBT)72以上、TOEIC1095(L&R785、S&W310)以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）。</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>	<p>都立特別支援学校小学部教員のうち、以下の(ア)から(ウ)を満たす者。</p> <p>(ア) 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者。</p> <p>(イ) 平成29年度までに外国語活動の授業を担当した経験がある者。</p> <p>(ウ) 英検準2級程度の英語力を有する者</p> <p>なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属長と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。</p>

イ 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長が適任と認める者

- (ア) 派遣の目的を十分に理解している者。
- (イ) 勤務成績が優秀であること。
- (ウ) 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者。

ウ 推薦決定者

各都立学校長

エ 提出書類

高等学校・中等教育学校・中学校・ 特別支援学校（小学部を除く。）	特別支援学校小学部
(ア) 別紙様式 1-1 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（都立学校用（中高）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。	(ア) 別紙様式 1-2 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（都立学校用（小）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。
(イ) 別紙様式 2-1 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高））	(イ) 別紙様式 2-2 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（小））
(ウ) 別紙様式 3-1 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高））	(ウ) 別紙様式 3-2 「平成 30 年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（小））
(エ) 語学の成績を証明する書類の写し（直近のもの） ※無い場合は上記(ア)～(ウ)のみ。	(エ) 語学の成績を証明する書類の写し（直近のもの） ※無い場合は上記(ア)～(ウ)のみ。

オ 提出期間

別途通知する。

カ 提出方法

教育庁指導部指導企画課（国際教育推進担当）に持参又は書留郵便とする。

(2) 区市町村立学校（中等教育学校・中学校・小学校・義務教育学校・特別支援学校）

ア 対象者

中等教育学校・中学校・義務教育学校・ 特別支援学校（小学部を除く。）	小学校・義務教育学校・特別支援学校小学部
英語科教員のうち、 (ア) 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者。 (イ) 派遣先の大学等において、英語教授法の習得や現地の学校視察等を行うことができる語学力を有する者（おおむね実用英語技能検定準 1 級以上、IELTS5.5 以上、TOEFL (iBT) 72 以上、TOEIC1095 (L&R785、S&W310) 以上等のいずれかの語学力を有する者とする。）。 なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属教育委員会と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。	小学校教員のうち、 (ア) 海外における生活に耐え得る健康を有し、派遣研修修了後、相当期間東京都の教育職員として勤務し、都内公立学校における英語教育の充実に貢献する意思を有する者。 (イ) 平成 29 年度までに外国語活動の授業を担当した経験がある者。 (ウ) 英検準 2 級程度の英語力を有する者 なお、法定研修等に該当する年次の教員については、応募時に所属教育委員会と都教育委員会で協議の上、可否を決定する。また、過去に本研修に参加した者は対象外とする。

イ 推薦基準

次の全てを満たし、本研修の趣旨に照らし所属長及び所属教育委員会教育長が適任と認める者

- (ア) 派遣の目的を十分に理解している者。
- (イ) 勤務成績が優秀であること。
- (ウ) 研修意欲が高く、研修の成果を積極的に広めることができる者。

ウ 推薦決定者

区市町村教育委員会教育長

エ 提出書類

中等教育学校・中学校・義務教育学校・ 特別支援学校（小学部を除く。）	小学校・義務教育学校・特別支援学校小学部
(ア) 別紙様式1-3 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（中高）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。	(ア) 別紙様式1-4 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修における派遣候補者の推薦について」（教育委員会用（小）） 被推薦者が複数の場合は、推薦順位に沿って記載すること。
(イ) 別紙様式2-1 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（中高））	(イ) 別紙様式2-2 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者推薦書」（校長用（小））
(ウ) 別紙様式3-1 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（中高））	(ウ) 別紙様式3-2 「平成30年度外国語（英語）科教員等の海外派遣研修派遣候補者応募用紙」（本人用（小））
(エ) 語学の成績を証明する書類の写し（直近のもの） ※無い場合は上記(ア)～(ウ)のみ。	(エ) 語学の成績を証明する書類の写し（直近のもの） ※無い場合は上記(ア)～(ウ)のみ。

オ 提出期間

別途通知する。

カ 提出方法

教育庁指導部指導企画課（国際教育推進担当）に持参又は書留郵便とする。

2 選考

都教育委員会は派遣候補者について選考を行い、派遣者を決定する。選考は、都立学校長及び区市町村教育委員会教育長から提出された書類により行う。

3 派遣者の決定

(1) 英語科教員等の海外派遣研修選考委員会

都教育委員会は、英語科教員等の海外派遣研修選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置し、選考委員会は、派遣候補者の選定、その他選考に関する事務を行う。

(2) 派遣者の決定

都教育委員会は、選考委員会の資料を総合的に判断して、派遣候補者の中から、英語科教員及び小学校教員派遣者を決定する。

なお、英語科教員については、派遣期も合わせて決定する。

(3) 選考結果の通知

平成30年3月上旬（予定）に、推薦のあった都立学校長及び区市町村教育委員会教育長に対して、派遣の可否について通知する。

(4) 取消し等

都教育委員会は、派遣者の決定後、派遣者の疾病、非行等の事由により、派遣研修を受講させることが適当でないと判断した場合は、派遣者としての決定の取消し又は研修の中止を命じることができる。

第4 派遣研修内容概要

1 派遣前

(1) 語学検定受検

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が実施する語学検定を都教育委員会が指定する日に受検する。検定料は、本事業が負担する。

(2) 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール3 英語教授法に係る検定を受検する。

なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

(3) 派遣者のオリエンテーション等

都教育委員会は、派遣者を対象に事前オリエンテーション等を開催する。

(4) 管理職による事前の授業評価

派遣者は、派遣前に管理職等による授業評価を受ける。

(5) 渡航手続

都教育委員会は、派遣先国が査証を要する場合にはその取得までを含め、派遣者の一切の渡航手続に係る事務を委託により行う。また、都教育委員会は、派遣期間中の死亡時に 30,000 千円以上を補償する旅行傷害保険及びインフルエンザ・風邪・けが等の疾病に係る治療費を保証する旅行者疾病保険に派遣者全員を加入させる。なお、旅券に係る手続きは本人が行うものとし、その事務手続については別途通知する。

(6) 出発式

研修発令の通知等を行う。

(7) 日程等

検定、オリエンテーション、出発式の日程等については、別途定める。

2 研修期間中

(1) 研修プログラム

ア 研修実施機関

研修実施機関は、英語を母語又は公用語とする国に所在し、ケンブリッジ大学英語検定機構の認証を得た TKT 又は CELTA を提供する学校、又は AUCC (Association of Universities and Colleges of Canada)、WASC (Western Association of Schools and College) 等の地域認定団体 (regional accrediting association) の認証を得た大学等の高等教育機関とする。

イ 研修内容の概要

研修内容は、概ね以下のとおりとする。

- (ア) 英語科教員については、言語としての英語に関する知識、英語教授の裏付けとなる知識、指導案、指導方法等を盛り込んだ TESOL の習得、小学校教員については TESOL for Young Learners の習得
- (イ) TESOL に関連した題材を通してのリーディング、リスニング、スピーキング、ライティングの4技能の向上
- (ウ) 派遣先国の小中高校等の授業の視察及び現地校教員との意見交換等 など

ウ 研修で使用する教材

研修期間中に都が提供するプログラムを受講する上で使用する教材は、本事業が用意し提供する。

エ 研修中の通信環境

研修実施機関では、インターネットに接続できる PC が使用できる環境を提供する。また、無線 LAN 等により、PC やタブレット機器等のインターネット接続を可能とするサービスを、全ての派遣者に提供する。

(2) 定期報告

派遣者は、「週ごとの研修計画書」及び、「週ごとの研修実施状況報告書」を、週一回、都教育委員会が指示する者宛てに電子メールにより提出すること。

3 派遣後

(1) 報告書

派遣者は、帰国後に都教育委員会宛てに報告書を提出する。報告書の様式等は別途通知する。

(2) 語学検定受検

派遣者の直近の語学力を判定するため、派遣者は、都教育委員会が実施する語学検定を都教育委員会が指定する日に受検する。検定料は、本事業が負担する。

(3) 英語教授法に係る検定受検

派遣者は、都教育委員会が実施するケンブリッジ大学英語検定機構の TKT モジュール 3 英語教授法に係る検定を受検する。

なお、受検に係る経費は、本事業において負担する。

(4) 管理職による事後の授業評価

派遣者は、帰国後に管理職等による授業評価を受ける。評価結果は、所属長又は所属教育委員会が、事前の授業評価を踏まえ都教育委員会に報告する。

(5) 派遣報告会及びシンポジウム

都教育委員会は、派遣者及び希望参加者を対象に派遣報告会及びシンポジウムを開催する。

(6) 事後プログラム

小学校教員は、派遣後に実施される研修内容の授業への還元に関する研修を受講する（実施期間中 2 回）。日程については、別途通知する。また、指導案を作成し、都教育委員会が指定する者宛てに提出し、フィードバックを受ける。指導案作成方法及び提出日については、別途通知する。

(7) 日程等

検定、事後プログラム、指導案の提出、報告書の提出、シンポジウムの日程については、別途定める。

第5 服 務 等

1 サービスの取扱い

- (1) 都立学校職員のサービスの取扱いについて、上記第4「2 派遣研修内容概要」に定める、事前オリエンテーション等及び報告会・シンポジウムは出張とし、事前・事後の語学検定試験は研修出張とする。また、区市町村立学校職員のサービスの取扱いについては、各区市町村教育委員会の定めるところによる。

派遣期間中のサービスの取扱いは、教育公務員特例法第 22 条第 3 項に基づく研修出張とし、大学等の研修場所を勤務場所とする。派遣期間中は大学等における研修を行うことが勤務であり、都教育委員会からの別段の指示がない限り、大学等で研修を受ける日は正規の勤務時間勤務したものとみなす。大学等で特別な事情による休講等の授業がない日についても、原則として大学の図書館、研究施設、教育関係機関等において英語教授法を習得するために必要な調査研究を行うこと。日本における勤務時間が異なる場合、週休日の変更、若しくは日本の祝日に相当する日におけるプログラムの受講等に際しては、所属校において、「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に基づき、適切に処理すること。その他のサービスの取扱いについても同条例等により、適切に処理すること。

- (2) 派遣者は、滞在期間中、東京都を代表する教育公務員として積極的に研修を受講するとともに、日本国民として規律ある言動に努めなければならない。また、教育公務員としてふさわしい服装や身だしなみにも気を配ること。
- (3) 派遣先大学及び滞在先から原則として 100km を超える移動（公共交通機関を利用して片道 1 時間を超える移動）をしないこと。ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）等も含め、本事業や派遣先の大学等、ホームステイの受入れ家庭などに対する不適切な情報発信は厳に行ってはならない。

2 滞在先等

原則として、派遣者は、研修期間中、現地の一般家庭へホームステイする。滞在先の手配・経費及び滞在中の朝昼晩の食事、滞在先と大学等の研修実施機関との移動に要する経費は、本事業において負担する。

なお、やむを得ない場合、現地教育関係機関の保有する寮等へ滞在することがある。

滞在先から大学等の研修実施機関への移動は、徒歩又は公共交通機関等により移動することができる場所になるよう本事業により手配するため、自家用自動車及び自動二輪車での移動は認めない。

3 給与等

派遣期間中の給料及び諸手当等の支給は、原則として次のとおりとする。

[支給するもの]

給料、教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当

[支給しないもの]

給料の調整額、特殊勤務手当、へき地手当、産業教育手当及び定時制通信教育手当

4 旅費

派遣期間中の旅費の支給は、原則として次のとおりとする。支給手続は、所属校において行う。

[支給するもの]

国内での事前のオリエンテーション・検定等に係る旅費、出国当日の出発する空港までの旅費、帰国当日の到着する空港からの旅費、旅券発給申請手数料

[支給しないもの（本事業が直接負担するもの）]

出国後から派遣国への移動に係る経費、派遣国内での移動に係る経費、帰国に際し派遣国から到着する空港までの移動に係る経費

5 代替措置

英語科教員の派遣期間中の後補充は、時間講師対応とする。

第6 その他

- 1 派遣前に戦争、テロ、自然災害、感染症等が発生した場合、派遣を延期、短縮又は中止することがある。また、派遣中に同様の事態となった場合においても帰国の勧告又は命令を行うことがある。
- 2 本要項の実施に当たり新たに必要となる事項については、その都度、指導部指導企画課が定める。